

行政書士 
— gyoseisyoshi-shizuoka —

 しずおか  か

2025

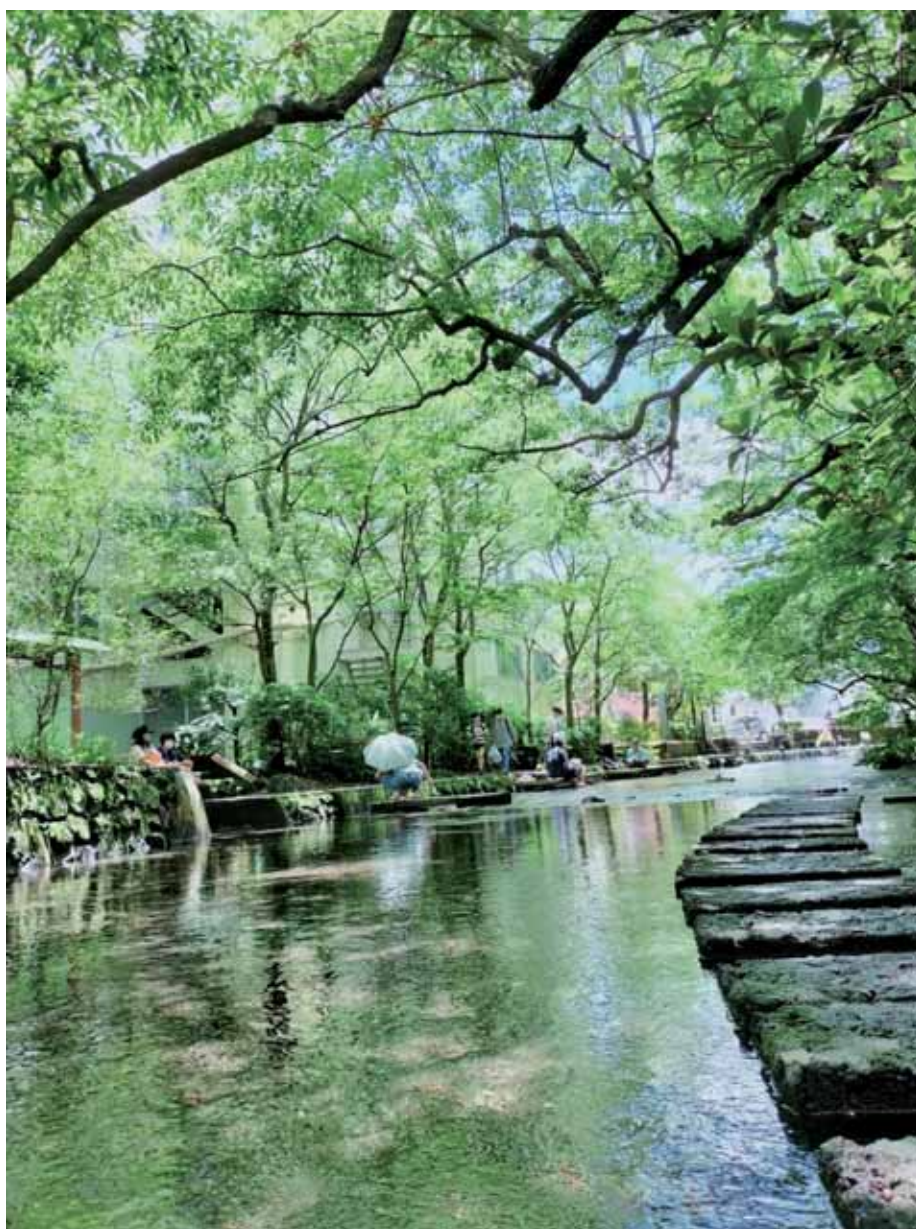
No.315

新春号



「三島の夏 ～源兵衛川へいらっしゃい～」

三島支部 野中房代 会員



静岡県行政書士会

第29回写真コンクール入選作品



「THEエクスプレスロイヤルが行く」

清水支部 古屋 初 男 会員



「関係ニャーね」

沼津支部 今 井 敦 史 会員



「牡丹桜」

伊豆支部 石 井 康 一 会員



「春到来 ハウステンボスにて」

中遠支部 鎌田 俊己 会員



「海と夕焼けと、奥に見えるは伊豆半島」

清水支部 瀧 章仁 会員



「祭り 練り」

西遠支部 竹内 一登 会員



「早春の秩父宮」

御殿場支部 三澤 五朗 会員



佳作 「静岡黄門様ご一行湖西の山でひと休み」
志太支部 戸本 由紀子 会員



佳作 「常連の瀧」
富士支部 桑田 恭輔 会員



佳作 「ゴーヤいのしし」
島田支部 鈴木 芳雄 会員



佳作 「はい、ひょっこりさん」
伊豆支部 岩本 信幸 会員



特別賞 「秋の旅路」
西遠支部 村松 正利 会員



特別賞 「夜明けを待つ2」
静岡支部 前田 芳秀 会員

CONTENTS

年頭のご挨拶	静岡県行政書士会会長 平岡 康弘…… 4
	静岡県知事 鈴木 康友…… 5
	静岡県議会議長 落合 慎悟…… 6
	日本行政書士会連合会会長 常住 豊…… 7
令和6年度行政書士試験実施報告……………	8
令和6年度 ソフトボール・グラウンドゴルフ大会……………	10
各支部活動報告（西遠支部）……………	12
10月広報月間活動報告（静岡支部）……………	14
SBSテレビ「Soleいいね！」にて行政書士業務のPR……………	15
行政書士をラジオでPR……………	16
「24時間テレビ」に協賛しました……………	17
沼津市立図書館における講座「はじめて学ぶ遺言」実施報告……………	18
「教えて先輩！」……………	19
私が目指す行政書士像……………	22
仕事に役立つIT活用 第23回「ネットにあふれる無料テンプレートを上手に活用しよう」	広報委員会 伊藤 みほ……23
今さら聞けないビジネス用語	広報委員会 酒井佑一郎……24
幸せの小箱	広報委員会 川口瑞知子……25
会員の動静……………	26
会議議事内容……………	31
編集後記……………	40



題「三島の夏 ～源兵衛川へいらっしゃい～」

この度は会長賞に選出いただき、心から感謝申し上げます。

この写真は、私の故郷、三島の源兵衛川のせせらぎを写した一枚です。

夏の陽射しが煌めく午後、涼を求めて集まる人々の姿に、自然と人のつながり、そしてその瞬間の幸せを感じました。

家族連れや子供たち、カップルが笑顔を交わし、無邪気に水辺で過ごすひとときに、私自身もこの場所で育ったことへの感謝の気持ちを込めてシャッターを切りました。

この川のせせらぎのように、日常の小さな幸せが静かに流れ続けていくことを願っています。受賞を機に、故郷の美しさや、日常の中にある大切な瞬間を改めて見つめ直し、今後も地域に根差した行政書士として少しでも貢献できたらと思っています。

改めて、このような素晴らしい賞をいただけたことに深謝し、この作品を見てくださった皆さまにも心よりお礼申し上げます。

三島支部 野中房代会員



新年のご挨拶

静岡県行政書士会会長 ひら 平 おか 岡 やす 康 ひろ 弘

新年あけましておめでとうございます。

会員ならびに関係者の皆様、日頃より静岡県行政書士会の事業にご理解とご協力に感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、ウクライナや中東での戦争が長引き各国に食料や燃料などの資源不足をもたらした経済が大きくバランスを崩す状況下、元日に能登半島地震が起きました。その後の豪雨も重なり復興はまだまだのようですが、その中において、パリ五輪では日本のメダルラッシュ、大谷翔平選手の活躍などは私たちを明るくさせてくれました。

また、自民党総裁選挙や衆議院選挙、アメリカでは大統領選挙が行われ、国内外の政局や動向に関心が寄せられ、今もその成り行きを見守っているところです。

当会において、中心的な事業である業務講習会は、会員に加えて関係官庁や他会から講師を招くとともに、法人・企業支援委員会と国際委員会合同による開催など多角的な内容で、会員の皆様に多くの情報を提供することが出来ました。

建設業許可関連の経営規模等評価審査（経審）の事前審査業務では40年という長い歴史の歩みを記念し、静岡県からは静岡県交通基盤部建設経済局建設業課長平山伸一氏、日行連から許認可業務部長の村山豪彦氏をお招きし、ご挨拶と講演を頂きました。

また、同様の静岡県からの受託業務として新たに外国人雇用相談支援員派遣事業を開始し、国際委員会においてアドバイザー派遣先の事業所の募集など現在も取り組んでいるところです。

このような当会の取り組みや会員個々の活動により、私たちは行政書士法の制定以来、社会の一役を担って参りました。しかしながら今更言うまでもありませんが、私たちの業務は多方面そして多岐に亘ることから、個々の専門性を必要とする方々に伝わりにくい側面を持っています。如何に専門性を備える私たちを、それを必要とする方々に知って頂くための働きかけは大変重要なことです。

そして、私たちの業務を知って頂くことは、特に新入会員にとっては大きな課題となっているのではないのでしょうか。専門性を必要な方に届けることは少し視点が違いますが、昨年日行連の役員として中部地方協議会に参加した際、入会后5年以内の退会者についての質問がありました。調査の結果は13パーセントでした。難しい試験をクリアし、希望を抱き入会したけれど、生業として成り立たずやめてしまう。非常に残念なことです。

このような会員を少しでも減らし、そして経験豊かな行政手続きの専門家が今以上にその専門性を生かし、社会に貢献出来るよう組織として取り組む必要があります。と同時に私たちは前職や行政書士業務を通じて培った経験を活かし、更に新たな知識を習得し業務の質を向上させ、人脈を広げ、自らの経営力を高めていかなければなりません。

前述のような思いを込めて、会員の皆様、関係者の皆様のお力添えを頂き、今年もまた会員の皆様が少しでも安心して業務に取り組めるよう環境づくりを進めて参りたいと思います。

どうぞ、本年もよろしくお願い致します。



新年のご挨拶

静岡県知事 すず 鈴 き 木 やす 康 とも 友

あけましておめでとうございます。

皆さまには、新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

去年は、元日に発生した能登半島地震に始まり、夏には「南海トラフ地震臨時情報」の発表、台風第10号の影響による豪雨被害など、知事として県民の皆さまの生命・財産を預かる責任の重大さを強く認識する出来事が続きました。

被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

私は昨年5月の知事就任以来、スピード感を持ってさまざまな課題の解決に取り組んでまいりました。そして、本年は、知事として初めての予算編成や次期総合計画の策定など、本県を幸福度日本一に導くための取り組みを本格的にスタートさせる年です。

本県は、人口減少や激甚化・頻発化する災害への対策など、数多くの課題に直面しています。一方で、多彩な産業や豊かな自然、暮らしやすさ、交通アクセスの良さなど多くの強みを有しております。これらを上手に活用して、県政を前に進めてまいります。

近年、不安定な国際情勢や物価高騰など、何かと暗い話題が多いですが、一方で賃金の上昇とともに、長引くデフレ経済、いわゆる「失われた30年」からの脱却といった、明るい兆しも見えてきました。こうした時代の潮流を的確にとらえ、前例にとられない独自の取り組みを果敢に進め、本県の未来を創り、全ての県民の皆さまが豊かに安心して暮らすことができる社会の構築を目指してまいります。

「乙巳（きのとみ）」である本年が、「幸福度日本一の静岡県」に向けた萌芽（ほうが）の年となるよう、変化を繰り返しながら進化していく蛇のごとく、私自身が先頭に立って全力で県政運営に取り組んでまいり決意ですので、県民の皆さまには、より一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

末筆となりましたが、皆さまの新しい年が素晴らしい一年になりますよう、心からお祈り申し上げます。



新年のご挨拶

静岡県議会議員 落合 慎悟

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、希望に満ちた輝かしい新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

静岡県行政書士会の皆様には、日頃から、身近な相談先として、無料相談会や行政手続きに関する助言などを通じ、県民の豊かな暮らしの実現を御支援いただいておりますことに、深く敬意を表しますとともに、心より感謝を申し上げます。

近年、デジタル技術の驚異的な進化により、社会のデジタル化が進展し、私たちの生活や仕事の在り方は大きく変わりつつあります。行政の様々な手続きにおいても、マイナンバーカードの活用や電子申請の導入などが進められております。

このような中、皆様におかれましては、急速なデジタル化に県民が取り残されることのないよう、行政手続きの専門家として多方面で御活躍されています。許認可の申請や契約書の作成、各種相談業務をはじめ、国や県の補助金制度の紹介や資金繰り支援など、特に本県経済を支える中小企業の経営基盤の維持・強化に多大な貢献をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

今年は巳年です。巳年は、蛇が脱皮を繰り返し成長する姿から、「再生と誕生」を象徴する年とされています。これは、時代の変革期において、古い殻を脱ぎ捨て、新たな可能性を切り開く姿と重なります。変化を恐れず、新たな価値を生み出す姿勢がますます重要となっており、私たちは再生と飛躍のチャンスを迎えていると言えるでしょう。蛇のように、しなやかで強靱な生命力を持って、時代の波を乗り越えながら、さらなる成長を目指す年になることを期待しています。

県議会といたしましても、巳年の象徴する再生と飛躍の力を持って、地域の発展に向けて引き続き取り組んでまいりますので、皆様におかれましても、県民と行政をつなぐ架け橋として、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、静岡県行政書士会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝、御多幸を心よりお祈り申し上げます。まして、新年の御挨拶といたします。



新年のご挨拶

日本行政書士会連合会会長 つね 常 すみ 住 ゆたか 豊

令和7年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

静岡行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から本会の事業推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、皆様方が住民や自治体からの期待に応えて、行政書士制度の発展のために日夜御尽力をいただいておりますことに対しまして重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、元日の能登半島地震に始まり、9月には東北地方や石川県能登地方に大きな被害をもたらした記録的な豪雨など多くの災害が発生し、心が痛むことがたくさんございました。また、初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されるなど災害に対する備えの重要性にも改めて痛感させられました。

本会では、これまで大規模災害の発生時には、行政書士ならではの被災者支援活動を行ってまいりました。その継続した取組が国や自治体等にも広く認められ、その結果の一つとして、昨年9月には、内閣府からの提案を受けて、「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との連携協定」の締結に至りました。本会では、この連携協定の締結を受けて現在募集中の「災害復興支援ボランティア」を「災害復興支援員」（仮称）に改組することを検討しており、大規模災害の発生時には、これまで以上に住民や自治体の皆様のお役に立てるようになるものと確信しています。

そして、日行連の喫緊の課題は、「デジタル社会に機能する行政書士制度の確立」です。現在は、令和5年9月にデジタル庁との間で締結した連携協定に基づき、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現のために、行政書士がデジタル社会において国民と行政の架け橋としての役割を果たすための各種施策を進めているところです。また、行政書士が国民の期待に応え、国民の権利利益の実現に資することができるよう、行政書士法の改正も目指しています。そのためには、行政書士一人ひとりがあらゆるデジタル分野についての知見を身に付け、社会のデジタル化をリードしていく存在になる必要があると考えます。

本会のデジタル化への取組として、単位会も利用可能となる新たな「行政書士会員管理システム」が、昨年10月から稼働いたしました。このシステムは、日行連・単位会事務局の登録関係事務削減や、会員による新規又は変更登録等のオンライン申請等を目指したものです。今後、段階的に会員からの申請・届出を開始するとともに、オンラインによる各種行政手続等において行政書士の資格証明が行えるよう、デジタル庁が開発する「国家資格等情報連携・活用システム」との連携に向け、環境整備も進めてまいります。

私は、日頃から行政書士は、国民の皆様が不安や困りごとに直面したときに身近な相談役として想起いただける存在になるべきだと考えています。そして、そのためには「“そうだ、行政書士に相談しよう！”という気運を高めよう！！”という活動理念の下、私たち行政書士がいち早くあらゆるデジタル化に対応して、地域社会の発展を支えていく意識を持ち、国民の皆様が必要と思ってもらえる存在であり続けることが肝要です。

今後とも皆様方と連携・協力して行政書士制度の更なる発展を目指してまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、この新しい年が平和で、災害の少ない、安寧な年となりますとともに、皆様方にとって実り豊かな飛躍の年となりますことを祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

－ 令和6年度 行政書士試験の実施報告 －

試験実施日 令和6年11月10日(日)

試験会場 日本大学国際関係学部三島駅北口校舎

令和6年11月10日、本年度の行政書士試験が三島の日本大学国際関係学部にて実施されました。当日は雨の予報でしたがどうにか持ちこたえ、静岡会場の申込者総数1,402名に対して1,152名が実際に受験者として会場を訪れました。

これに先立って、令和6年11月1日には監督員及び本部員113名を集めた事前説明会をもくせい会館にて開催し、絶対に失敗の許されない試験事務について最後の確認を行いました。

この試験事務が一般社団法人行政書士試験研究センターより静岡県行政書士会に委託されるようになって25年です。来年度以降も引き続き会員の皆様の協力をお願いいたします。





関係者の皆様、事前説明会、当日とおつかれさまでした。なお、合格発表は令和7年1月29日に予定されています。

令和6年度 ソフトボール・グラウンドゴルフ大会

令和6年11月30日（土）開催 富士川緑地公園 （富士市五貫島）

令和6年度静岡県行政書士会ソフトボール・グラウンドゴルフ大会が、11月30日の土曜日、富士市五貫島の富士川緑地公園にて行われました。

例年6月に開催していました親睦大会ですが、悪天候で中止となることが多かったため、今年度は11月に開催する運びとなりました。肌寒くはありましたがお天気にも恵まれ、会員のみなさんの笑顔があふれる大会となりました。

また、「ふれあい募金」には71,016円が集まり、会員の皆様の温かいお気持ちをいただきました。

開催担当支部の富士支部をはじめ、皆様のご協力により本大会が開催できたことに感謝いたします。

【ソフトボール大会の部】



チーム表彰	
優 勝	富 士 支 部
準 優 勝	沼津・中遠支部
3 位	西 遠 支 部

個人表彰	
最優秀選手賞	橋村賢治（富士支部）
優 秀 選 手 賞	武田脩世（中遠支部）
敢 闘 賞	井畑孝治（西遠支部）

⑤ 5		16 8	
6 20	11 1	14 16	9 6
清 水	富 士	西 遠	志 太
掛 川	沼津・中遠	三島・伊豆	静 岡
1 18		10 6	

順位決定方法

- ・ 1 回戦目の勝者は、4位以内が決定します
- ・ 2 回戦目終了後、勝ち数・得失点差で順位を決定します
- ・ 上記が同点の場合は、9 人のジャンケンで決定します

- ・ 1 回戦目の敗者は、5 位以下が決定します
- ・ 2 回戦目は親睦試合ですので、順位はありません

【グラウンドゴルフ大会の部】

チーム表彰	
順 位	支 部 名
優 勝	島 田 支 部
準 優 勝	御 殿 場 支 部
3 位	富 士 支 部

個人表彰		個人女性表彰	
優 勝	浅田昌義（三島支部）	優 勝	白鳥友子（静岡支部）
準 優 勝	藤浪国廣（静岡支部）	準 優 勝	上野裕美（富士支部）
3 位	佐野一憲（富士宮支部）	3 位	山本 恵（富士支部）

（敬称略）



大会スナップ



始球式



12月6日付『富士ニュース』に掲載されました

静岡県行政書士会 親睦会 ソフトボールとグラウンドゴルフ



静岡県行政書士会は、このほど、ソフトボールとグラウンドゴルフの親睦大会を富士川緑地公園で開いた。県下の行政書士会員約400人が参加。普段はデスクワークが多い職種のため、伸び伸びと体を動かし、各種目を楽しみながらプレーした。

親睦大会は、心身のリフレッシュを図るとともに、ルールに則って行うスポーツを通じて、行政書士制度を守り、理解し合う機会とすることを目的に毎年開催している。



各 支 部 活 動 紹 介

西 遠 支 部

西遠支部 秋桜記念講演会報告 「行政書士の展望と挑戦」～生き残りの戦略と未来への道筋～

令和6年10月11日(金)、浜松市地域情報センター1階ホールにて、日本行政書士会連合会 常住豊会長、日本行政書士会連合会常任理事 宮本重則東京会会長をお招きし、記念講演会が開催されました。

第一部では、宮本東京会会長に職域拡大や行政書士の品位保持のために行っている倫理研修等数々の施策について、第二部では、常住会長に今後の行政書士に求められている役割や道筋と行政書士事務所経営成功のポイントをご講演頂きました。そして第三部では、常住会長、宮本東京会会長、静岡県行政書士会平岡会長によるQ&Aセッションが行われました。

デジタル化や少子高齢化による社会情勢の変化に伴い、行政書士に求められている役割が変化している中、常住会長、宮本東京会会長のご経験を基に、行政書士の未来への道筋が示された貴重な講演会となりました。



静岡会 平岡会長の挨拶



第一部 東京会 宮本会長



第二部 日行連 常住会長

普段はなかなかお会いすることのできないお二人。ユーモアと知性に溢れた講話を拝聴し、お二人を身近に感じながら行政書士としての学びを得ることができました。



第三部 Q & Aセッション

参加者が疑問や要望等を直接お話させて頂き、活気溢れるセッションとなりました。



★講演会終了後の豪華記念撮影★

東京会 宮本会長 日行連 常任会長 西遠支部 倉田支部長 静岡会 平岡会長



10月広報月間活動報告（静岡支部）

静岡支部が無料相談会を開催しました

本年度の行政書士広報月間において、10月8日と10月9日の2日間にわたり、静岡支部が静岡駅地下にて無料相談会を開催しました。天候が芳しくない中8日には19人、9日には16人、合計で35人の相談者が訪れました。静岡支部では例年広報月間に無料相談会を開催しており、身近な街の法律家として皆様のお役に立つことができるよう、今後もこういった活動を続けていく意向です。



SBSテレビ「Soleいいね！」にて行政書士業務のPR

行政書士業務のPRのため、10月の広報月間に平岡会長がSBSテレビ「Soleいいね！」に生出演いたしました。

生放送に出演するということで、駿河区八幡町のスタジオにお邪魔し、入念なりハーサルの上で行政書士業務についてアピールをしました。10月の広報月間では、県内各地で無料相談会を行っていること、今回の台風10号の被害では「罹災証明書」発行のお手伝いなど被災者支援を行っていることなど、行政書士が皆様に寄り添う身近な街の法律家なのだという事を強く訴える内容になっています。

10月2日(木)10:25～11:20の番組「Soleいいね！」中に5分ほど放送されました。

※他にも10月2日(木)11:25～11:30 第一テレビ「まるごとプラス」に土田副会長がVTR出演、10月25日(金)13:20～13:29 SBSラジオ「DJ RoniのROUNDABOUT」に中山副会長、中津川中遠支部長、伊藤僚広報委員が生出演し、10月の広報月間に合わせて行政書士業務のPRを行いました。



扉からの入り方、ポーズをとること、画面の切り替わりなどの打ち合わせ中



原稿を読み込み、アナウンサーさんとの掛け合いや呼びかけの練習をしました



マイクを装着し、いよいよ本番です



↑登場ポーズです。本番ではなかなか決まりました！

当日は出演の1時間以上前よりスタジオに行き、控室にて原稿の確認、ポーズの練習、最後の呼びかけ演出の練習などを行いました。会長は緊張することもなく、出演が楽しみな様子でしたので、本番ではいつも通りに行政書士業務のアピールをすることができたのではないかと思います。

行政書士をラジオでPR

10月25日、中山副会長、中津川中遠支部長、伊藤僚広報委員の3名がSBSラジオ「DJ RoniのROUNDABOUT」に生出演しました。この出演は、10月が「行政書士広報月間」と位置づけられていることから、その一環として実現したものです。当日は行政書士会館にラジオカー「スクーパー」が到着し、キャスタードライバーがスタジオのDJ Roniさんとの番組とのやり取りをサポート。スムーズな連携で生放送が進行しました。

13時20分からの9分間という短い時間でしたが、出演者の皆さんは行政書士の業務内容をしっかりとPRしていました。

「行政書士は、各種役所の手続きや相続、契約書作成など、暮らしの中で役立つ街の法律家」という基本的な紹介に始まり、「会社を設立したい」「在留資格の相談がしたい」「相続手続きを進めたい」といった具体例を挙げながら、その役割を分かりやすく伝えました。

また、静岡県行政書士会が取り組む社会貢献活動にも触れ、大規模災害時の罹災証明書発行支援や無料相談会の開催、ADR事業、学校での法教育講座、マイナンバーカード代理申請といった幅広い活動内容が紹介されました。このほか、会が毎年作成するノベルティグッズについても言及があり、番組全体は終始和やかな雰囲気で行われました。

今回の出演は、行政書士の役割を広く県民の皆様にご存知いただく絶好の機会となりました。このような活動を通じ、行政書士業務の認知度向上と信頼獲得を目指し、さらなる発展を図ってきたいものです。



「24時間テレビ」に協賛しました

広報委員会

会員の皆様には日頃より静岡県行政書士会の広報活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、静岡県行政書士会では、社会貢献の一環として『24時間テレビ47「愛は地球を救うのか？」』の趣旨に賛
同し、以下のとおり協賛しましたのでご報告します。

- ・番組名：24時間テレビ47「愛は地球を救うのか？」
- ・放送局：静岡第一テレビ（SDT・4CH）
- ・放送日時：8月31日(土)18：30～9月1日(日)20：54
- ・今年度テーマ：「愛は地球を救うのか？」
- ・協賛内容：読売新聞朝刊県内版に協賛団体として掲載
静岡第一テレビ内にて、協賛CMの放送（3本）

◎CM放映詳細：以下のとおり

放送日	放送時間帯	番組名
2024／8／24(土)	15：00－16：00	うるとらサタデー
2024／8／26(月)	11：55－13：55	ヒルナンデス！
2024／8／27(火)	10：25－10：55	DayDay.

※「放送時間帯」内で15秒間のCM 1本を放送



沼津市立図書館における講座「はじめて学ぶ遺言」実施報告 ～東京・静岡の法教育推進委員会の連携～

2024年12月1日(日)、東京会および静岡会の法教育推進委員会が連携し、沼津市立図書館主催の市民向け遺言講座を開催いたしました。当初は参加者を40名程度と想定しておりましたが、予想をはるかに上回る応募をいただき、最終的には57名の市民の皆さまにご参加いただく盛況ぶりとなりました。

◆ 開催経緯



この企画は東京会法教育推進特別委員会の委員長である山賀良彦先生が、旅行中に偶然訪れた沼津市立図書館で、スタッフの方と何気なく交わした「東京の図書館で遺言講座を行っています」という会話をきっかけに、単位会の垣根を越えて実現したものです。

相続や終活への関心が高まる中、図書館の岩瀬館長をはじめスタッフの皆さまからも、市民向けに意義ある講座を開催できたことへの感謝のお言葉を頂戴しました。

◆ 当日の講座内容と参加者の声



当日は、遺言書の基礎知識やその必要性、エンディングノートの活用法について、事例も交えながら講義が行われました。講座の後半では、日本赤十字社静岡県支部様より、遺贈に関するご紹介を行っていただきました。

講座終了後には無料相談会を実施し、具体的なお悩みや疑問にお答えしました。相談者の皆さまの笑顔も見られ、1年の締めくくりとなるこの時期に、実り多き講座を実現できたことを大変嬉しく思います。参加者アンケートでは、「今後の事を考

える良いきっかけになった」といった好意的なご感想を多くいただきました。

また、当日は日行連および東京会の法教育の委員と、沼津支部の相続家事委員も参加し、交流を深めることもでき講座の意義をより一層高める場となりました。 ご協力いただいた皆さまには、この場を借りて御礼申し上げます。



今回の講座は大成功だったニャ！
これからも第2回、第3回と続けて
いきたいニャ。みんなもぜひ、
今後の業務のヒントにしてみてほ
しいニャ！



相談会での一コマ

教えて先輩！

「教えて先輩！」

会員からの業務に関する質問や疑問に、ベテランの行政書士がズバリお答えします!!

Q

取引先の中小企業の社長さんから引退を考えていると相談をされました。事業承継について相談された場合、最初に検討が必要なことは何でしょうか？

A

(1) 顧客からの相談に対して

お客様から事業承継を相談された場合もっとも最初に考える必要があるのは「後継者の存在の有無」です。

後継者の選定は、事業承継の第一歩となります。選定にあたっては、経営者自身が独断で候補者を決めておくだけでは足りません。事業承継は後継者候補にとっても人生に大きな影響を与える出来事となります。そのため、現経営者は後継者候補とコミュニケーションを図りながら、事業承継への同意を得たうえで次期経営者としての必要な育成を進める必要があります。

なお、後継者が社内で確保できない場合の事業承継として、企業や第三者に事業を譲渡する第三者承継(M&A)という選択肢もあります。

(2) 事業承継の3類型

事業承継には大きく分けて以下の3類型があります。

① 親族内承継

経営者の子供など、血縁者への承継であり、従来まではこのタイプの事業承継が一般的でした。子供や親族への事業承継は、会社の所有と経営を一体的に引き継ぎやすいため、早期に取り組むことでスムーズな事業承継が期待できます。できるだけ早い段階から現経営者と後継者の二人三脚で事業承継への取り組みを始め、経営者の想いや、経営理念を共有することが重要です。

② 親族外承継(役員・従業員への承継)

従業員が後継者となる場合、経営者に近い場所で経営に関与してきたいわゆる「番頭さん」に経営を譲渡するケースが多いと考えられます。

これには以下のようなメリットが考えられます。

- ・後継者を能力本位で選ぶことができる
- ・後継者は現経営者の考え方や過去にとらわれにくい
- ・従業員が仕事に取り組むうえでのインセンティブと

なりうる

「親族外承継」の場合、会社の業務に精通されている方が後継者となるため、事業そのものの引継ぎについてそれほど問題は起こりにくいですが、一番のネックは会社の資産の譲渡についてだと考えられます。

この場合、前経営者の引退後の資産の確保も考えつつ、事業継続に影響のない資産譲渡の手続きが必要になります。ただしこれには税金や融資の問題が当然絡んできますので、顧問税理士や金融機関などを交えて慎重に手続きを進める必要があります。

③ 第三者承継(M&Aなど)

後継者が社内で確保できない場合には、他の企業や個人といった第三者に引き継ぐ方法が考えられます。

これまで事業承継の主流は一般的には「親族内・親族外承継」であるといわれて聞きましたが、現在ではM&Aの認知度も高まり全体の約2割程度を占めるまでに広がっています。

しかしながら、M&A市場の拡大に伴い、これまでM&Aの仲介役となっていた地方銀行をはじめとした金融機関に代わり近年ではM&A仲介会社の存在が増加しつつあり、それに伴う新規参入企業の増加によるサービスレベルの低下やトラブルの増加を引き起こしています。

一般的に適切なM&Aを行うためには、売り手企業の経営・財務状態について専門家を交えて膨大な資料を確認する買収監査(デューデリジェンス)が必要とされます。しかし、先にも述べたように近年増加している仲介業者の中には成功報酬目当てでM&Aの成立だけを意識するようなレベルの低い仲介業者も数多く存在します。今後自分のお客様がM&Aを検討していて、そこに仲介業者が介入する場合には、適切な仲介業者であるか十分に注意するように助言するなどのサポートが必要であると言えます。

第三者承継(M&Aなど)のメリット

- ・後継者を広く外部に求められる

- ・従業員の雇用や取引先との関係を継続できる
- ・経営者の引退後の生活資金等を確保しやすい
- ・譲渡の際の資金で会社（経営者個人）の債務を精算できる

- ・事業の譲渡先の企業と一体になることで事業の発展が期待できる（シナジー効果）

法人・企業支援委員会

Q

農地の転用手続きを依頼されたのですが、何から手を付けて良いかわかりません。調査の手順を教えてください。

A

まず、依頼があった農地について、具体的にどのように利用したいのか確認してください。建物を建てたいのか、駐車場にしたいのか、資材置場にしたいのか、建物を建てたいなら用途は住宅なのか、店舗なのか、工場なのか、大きさはどれくらいなのか。詳しく話を聞き資料を受け取ってください。そして資料で場所、地番、現況、所有者などを確認してください。それらがわかる資料を依頼者から渡されなかった場合は自分で取得することとなります。住宅地図、地図又は地図に準ずる図面（一般的に公図と呼ばれる）、土地の登記記録は必ず確認が必要です。その他、地積測量図という図面はある場合と無い場合がありますが、あれば取得しておきましょう。地図又は公図、登記記録、地積測量図は、最寄りの法務局本局、支局、出張所で日本中どここのものでも取得することができます。また、登記情報提供サービスというインターネット上のサービスで取得することもできます。

次に、依頼地が都市計画法上の市街化区域に該当するか確認してください。都市計画課など、各市町の都市計画に関わる部署で確認することができるほか、インターネットで公開している市町もあります。また、都市計画図という図面が市町ごとに販売されていますので、購入するのも良いでしょう。

市街化区域は優先的かつ計画的に市街化を図るべき地域ですので、手続きも簡略化され、届出をすることで転用することができます。ただし、生産緑地法に定める生産緑地の場合は一定の要件を満たさないと解除が認められないため注意が必要です。生産緑地の場合は固定資産税評価額を確認するとその旨の表示があり、現地にはその旨の標識が設置されていますので、どちらかで確認しましょう。

市街化区域でない場合は、許可申請となります。市街化調整区域であることが多いですが、準都市計画区域であったり、区域区分が定められていない都市計画区域（一般的に非線引き区域と呼ばれる）であったり、

都市計画区域外である場合も同様です。

この場合、まず農業振興地域内農用地区域内農地（一般的に青地と呼ばれる）に該当するか確認してください。農業政策課など、農政に関わる部署で確認することができます。青地は市町が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域で、原則的に転用は禁止されています。例外的に、農振除外の申出を行い認められる場合もありますので、まずは相談してみましょう。

青地でない場合は、農業振興地域内農用地区域外農地（一般的に白地と呼ばれる）か、農業振興地域外農地となります。これらの農地は甲種農地と乙種農地に分けられます。乙種農地については更に第1種農地、第2種農地、第3種農地に区分されます。これらの区分は農業委員会事務局で確認することができます。甲種農地は市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地で、原則転用は許可されません。乙種農地のうち第1種農地は、良好な営農条件を備えている農地で、これも原則転用は許可されません。第2種農地は正確に説明すると非常に長くなってしましますが簡単に言うと第1種農地と第3種農地の中間的な農地で、周辺の他の土地に立地することができない場合等は転用が許可されます。第3種農地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、原則的に転用が許可されます。

青地、甲種、1種、2種、3種の順で説明しましたが、先の区分ほど許可の難易度が高く、後の区分ほど許可されやすいと思ってください。なお、原則許可とか原則不許可とか言っても例外はありますので、まずは相談することが大切です。

ここまで転用許可の見込みがあるということであれば、続いて対象の農地が土地改良区の受益地であるか確認します。

農業委員会事務局で対象地が土地改良区に属しているか確認し、属している場合は必要な手続きを確認します。ただし、土地改良区に行かないと確認できない

ことや、許可申請書の提出先が農業委員会事務局でない場合もありますので、その地域の手続きを都度確認しながら進めてみてください。

次に確認するのは許可申請や届出の受付期間と許可までの日数です。市街化区域の届出については随時受付しているところが多く、受理通知書の発行まで1週間から2週間程度の場合が多いです。それに対し、許可申請の場合はほとんどの場合申請を受け付ける期間が定められていて、許可証の発行まで1か月から2か月程度かかります。日程はインターネットで確認するか、見つからない場合は電話で聞いてみましょう。

ここまでで基本の基本は終わりです。この先は事案によって色々な要素が絡んできます。建築、相続、第三者の権利、開発許可、営業許可、測量、登記、などなど。様々な法令を確認し、司法書士や土地家屋調査士など他分野の専門家と協力し、様々な部署と協議を重ね、依頼者の目的を実現していく。そんな中で業務の幅が広がり、専門家同士のネットワークが育ち、依頼者からの信頼も得られる、大変やりがいのある仕事だと思います。

まずはやってみよう。やってみて壁に当たったらまた先輩に相談しよう。そんな気持ちで飛び込んでみてください。応援しています。

農地土木委員 内野隆行

Q 超高齢社会の現在、様々な分野で高齢者を対象とした終活関連ビジネスが盛んですが、法律専門職である行政書士が行うことができる終活関連業務としては、どのようなものがありますか。また、そうした業務に携わる際に、意識すべき点があれば教えてください。

A 1 終活に関する行政書士の業務

- (1) 長年の夫婦関係を清算しようと、熟年離婚に踏み切る方が増えており、行政書士の業務としては、**離婚協議書の作成**があります。親権者・養育費・面会交流(親子交流)・財産分与・慰謝料・年金分割などについて取り決めます。
- (2) 認知症になった後の財産管理方法などについてあらかじめ決めておく方が増えており、行政書士の業務としては、**任意後見契約公正証書の原案作成**や**民事信託契約書の作成**があります。判断能力が低下する前に、信頼できる人に将来の財産管理や身上監護を委任したり、信頼できる家族などに財産を信託しその管理・運用・処分を委託したりするものです。
- (3) 終末期医療において延命治療を望まない方が増えており、行政書士の業務としては、**尊厳死宣言公正証書の原案作成**があります。自らの考えで尊厳死(回復の見込みのない末期状態になったとき、死期を延ばすためだけの延命措置は一切行わず、人間としての尊厳を保たせつつ死を迎えさせること)を望むことを宣言するものです。
- (4) 死後の葬儀・埋葬等について自分の希望どおりにしてほしいと考える方が増えており、行政書士の業務としては、**死後事務委任契約書の作成**があります。信頼できる人に葬儀・埋葬・生活用品等の整理処分・行政機関への届出などを委任しておくものです。
- (5) 死後に財産を誰にどのように承継させるかについて意思を表示しておく方が増えており、行政書士の

業務としては、**遺言書の作成支援**があります。自筆証書・公正証書それぞれの利点を踏まえた上で、遺言者の意思に沿った内容を書面にします。行政書士が遺言執行者になることも可能です。

- (6) 死後の財産の承継については、遺言があればその執行手続きに入り、無ければ遺産分割手続きに入ります。行政書士としては、**遺言の執行**や、相続人から依頼を受けて**相続関係説明図・法定相続情報一覧図・財産目録・遺産分割協議書の作成**等の業務を行います。

2 行政書士が上記業務に携わる際に意識すべき点

- (1) 上記書面においては、私的自治の原則の下、基本的に当事者の意思に基づき権利義務関係が形成されます。法律専門職である行政書士には、依頼者の依頼の趣旨を実現するため、的確な法的判断に基づき説明及び助言をしながら権利義務関係の形成を支援していくことが求められます。
- (2) また、こうした業務は他士業と競合するものが多いので、主体的に専門書を読み講習会に参加するなどして絶えず知識を深め、市民から信頼され選ばれるよう研鑽を積みなければなりません。公正証書の作成を支援することも多いので、公正証書について理解を深めることも重要です。
- (3) さらに、税務、登記、紛争性など他士業との業際に注意しながら、依頼の趣旨を実現するため、他士業と円滑に連携することも必要となります。

相続家事委員会

私が目指す行政書士像

毎年多くの方が行政書士会に会員登録し、行政書士としての一步を踏み出しています。
しかし行政書士の業務は幅広く、またどんな志を持って行政書士を目指したのか、その目標も十人十色です。
今回は最近開業された新規会員にスポットを当て、「私が目指す行政書士像」と題して将来のビジョンを語っていただきました。

島田支部 小澤啓次会員

本年4月より「おざわ行政書士事務所」を開業した島田支部の小澤と申します。新入会員と言っても前途揚々な若者と違い、70歳を越えた老体。残り人生は、余生を堪能し癌宣告はしょうがないが認知症には絶対なりたくない。と思う年代である。業務は無理をせず、地域の相談員として少しでも貢献出来たらと始めた。そんな折、「私が目指す行政書士像」の原稿依頼が飛び込んできた。照れくさい感もあるが執筆了解とした。



我が人生、市役所勤務から始まり幸いにも40年近くの間、多くの市民、他の市町、国・県との交流は大きな財産となった。退職後シルバー人材センターに勤務、高齢者の職場確保に奔走。その後、地元自治会会長を受け継ぎ町内の運営に取り組んだ。が、こんなに難題があるとは思わなかった。様々な年代、職業を有した人材が、多種多様な考えが混住し苦しい決断を求められたが何とか任務を終えた。その後、日本語学校開校に4年半従事し目標達成!! これが最後の職かなと思っていたが、地元の小学校からの依頼を受けボランティアとして地域の子供達と交流している。

2年程前、親から貰ったこの人生!如何に全うするか振り返り、昭和・平成・令和と人生を重ねどう閉めようかと考え、両親の眠るところに行き手を併せた。

やがては消えゆくこの命。父母の生きた歳には後10年ほど。「これだけはしておきたい」と自分の心に問い掛け、“報酬では無い。ささやかな事でもよい。Tシャツ、半ズボン、サンダルで事務所へ。少しでも地域の支えとなる“行政書士”への道を歩み始めた。

沼津支部 川口瑞知子

すこし抽象的な表現になりますが、私は行政書士という仕事を通じて、「誰もが自分らしく生きられる社会」を実現するお手伝いをしていきたいと考えています。



昨今、「タイパ (タイムパフォーマンス)」という言葉が日常会話に出てくるほど、なにかにつけ効率化がもとめられる時代です。また、士業自体がAIに代替される職業の一つとされることもあります。

しかし、こうした時代だからこそ、自分はあたたかいハートで、お客様一人ひとりに寄り添った対応を心がけていきたいと考えます。

「行政書士は街の法律家」という言葉があります。この言葉には、街という広い視点から解像度を上げ、街の構成員である一人ひとりの市民に寄り添い、その方に合ったオーダーメイドの対応をするという意味が込められていると考えています。高度な対人スキルや共感性、柔軟な対応が求められる行政書士の業務は、AIでは代替できない人間らしさの部分にこそ価値があると信じています。

また、困りごとの解決や許認可取得といった業務は、お客様の自己実現を支える大切な仕事であり、これが、冒頭に述べた「自分らしさ」を実現するお手伝いにつながるものだと考えています。

「不易流行」「凡事徹底」「三方良し」を自らの指針として掲げ、AIや新しい技術を取り入れながらも、街の法律家として人に寄り添う仕事を行ってまいりたいと思います。

「行政書士って頼りになるね!」と思ってもらえるように、謙虚な姿勢を忘れずに、精進してまいります。

仕事に役立つIT活用

第23回「ネットにあふれる無料テンプレートを上手に活用しよう」

広報委員会 伊藤 みほ

昨今ではネット上に様々な無料のテンプレートやイラスト素材があふれていますね。以前なら専門の業者に依頼していたチラシや名刺の制作も、自分で手軽に作れるようになりました。

今回は、自分でチラシなどのデザインをする際に役立つ豆知識をご紹介します。自分でチラシを作ることができると、どんなメリットがあるのでしょうか？



費用を抑えられる

デザイン料はピンキリですが、プロのデザイナーに発注すると数万円は費用が発生します。自分でデザインすれば、この費用を節約できます。

プロに依頼する場合でも自分で原案を作ることができれば、費用や時間の節約になります。



自分で自由に編集できる

制作途中で気が変わったり小さなことが気になったりすること、ありますよね。もっとシンプルなものにしたいとか、このフォントを大きくしたい、このイラストを小さくしたいとか…。そんなとき、自分で編集できれば納得いくまでやり直すことができます。

今はデザインテンプレートを提供しているサイトもたくさんあります。テンプレートを使えば、プロのようなデザインチラシを簡単に作ることができます。



ラクスル <https://design.raksul.com/>

テンプレート数は1,500点以上。用途に合わせたテンプレートが用意されているため、迷っても必要な情報を入れるだけでチラシが完成します。

チラシに合った紙や紙サイズも選びやすく、印刷面での情報も豊富です。



Canva（キャンバ） https://www.canva.com/ja_jp/flyers/templates/

かわいい、かっこいい、シンプルなど、おしゃれなテンプレートが多いサイト。テンプレート数も20,000点と豊富ですが、課金が必要なテンプレートもあります。

これ良いな！と思うと課金が必要なテンプレートだったなんてことも…



デザインAC <https://www.design-ac.net/>

テンプレートは数百種類ですが、操作が直感的でわかりやすい印象。チラシの作成画面で「写真AC」や「イラストAC」などの素材も簡単に挿入できます。

もちろん、自前の画像を使うこともできます。

不特定多数の人にアピールする目的で使われる「チラシ」。このマーケティング手法は江戸時代から活用されており、「（撒き）散らす」という言葉が語源になっていると言われています。でも、ただ単に「（撒き）散らす」だけでは人の目に留まることは難しいですね。チラシを手にとって読んでもらうには、思わず目を通したくなるようなデザインで作るのが効果的。いかに依頼を増やそうか日々試行錯誤されている先生方、プロがデザインしたようなかっこいいチラシを作って訴求効果を高めてみてはいかがでしょうか？



2025年最新版。今さら聞けないビジネス用語

広報委員会 酒井 佑一郎

ビジネス用語は日々新しいものが生み出されています。

意味が分からなくて会話が通じなかったり、使ってはいるものの実ははっきりと理解していなかったり、という人もいるのではないのでしょうか？

そこで、本記事では今さら人に聞きにくいビジネス用語をまとめてご紹介。

ビジネスの現場で飛び交う用語の意味をビシッと押さえておきましょう。

VHA（ヴァーチャルヒューマンエージェント）

ヴァーチャルヒューマンエージェント（Virtual Human Agent、VHA）は、人工知能（AI）や自然言語処理（NLP）技術を活用して、人間に似た対話や行動を行うデジタルキャラクターです。VHAは、人間を模した姿の画面上のキャラクターと対話できる点に特徴があります。目的は、人間とのインタラクションを模倣して、さまざまな業務やサービスを提供することです。VHAは、マシンと人間の間の橋渡しをする新しい概念です。生成AI技術の進化を追い風に、対話を実現する基盤技術であるAIエージェントの開発競争が国内外で激化しています。

VHAは、以下の特徴と機能を持つことが一般的です。

1. 人間のような対話能力

VHAは、ユーザーと自然な会話をを行う能力を持っています。これにより、テキストや音声を通じて、質問に答えたり、指示を受けたりすることができます。例えば、顧客サポートやカスタマーサービスの役割を果たすことができます。

2. 感情や表情の表現

VHAは、視覚的に人間の感情や表情を模倣できることもあります。これにより、対話がより親しみやすく、感情的に豊かなものとなります。例えば、顧客とのインタラクションにおいて、相手の反応を読み取ったり、適切な感情を表現したりすることができます。

3. 個別対応とパーソナライズ

高度なAIを活用したVHAは、ユーザーの行動や履歴に基づいて個別の対応をすることができます。例えば、特定の顧客に合わせた製品推薦や、過去の問い合わせに基づいた解決策の提供などが可能です。

4. 教育や訓練、リハビリテーション

VHAは教育現場や医療現場でも活用されます。教育者や指導者の役割を担い、学習者に対してフィードバックを提供したり、医療分野では患者と対話し、リハビリテーションや健康管理をサポートしたりすることができます。

5. 業務効率化と自動化

顧客サービス、ヘルプデスク、FAQ対応などでの自動化が進んでおり、VHAは大規模な業務の効率化を支援します。例えば、FAQの対応や予約管理、商品購入のサポートなどがVHAによって自動化され、人的リソースを削減することができます。

6. 複数の媒体でのインタラクション

VHAは、テキストチャットだけでなく、音声通話やビデオ通話を通じて活動できます。これにより、ユーザーにとってはより直感的で便利なコミュニケーション方法が提供されます。

VHAは、非常にリアルで人間に近い体験を提供できるため、ユーザーにとって魅力的で効果的な支援ツールとして多くの分野で活用されています。

幸せの小箱 ~Felice Coffret~

広報委員会 川口 瑞知子



広報委員おすすめの本やDVD、業務に役立つグッズ等をご紹介します。

コーヒープレイクのお供に。忙しかった一日の締めくくりに。

皆様に幸せをお届けする小箱をそっと開いてみてください。



江戸時代中期、全国にその名を轟かせた駿河国の高僧「白隠禅師」に関連する、おすすめの一冊をご紹介します。

『心を燃やす練習帳 不安がなくなる白隠禅師の教え』（斎藤孝 著）amazonレビュー評価:4.4

1. 静岡には「過ぎたるものが二つあり」？

かつて、「静岡には過ぎたるものが二つあり、富士のお山に原の白隠」という言葉がありました。「白隠」とは、江戸時代中期に沼津市原地区で生まれた白隠禅師を指します。

白隠は、難解な仏教や禅の教えを、ユーモアあふれる禅画や詩にわかりやすく表現し、当時衰退していた臨済宗を再興したことで知られます。大名から農民まで、多くの人々の心をつかみ、富士山と並び評されるなんてすごいですよね。

2. 本の雰囲気など

この本では、白隠の遺した教えを現代風にアレンジし、Q&A方式で「心の整え方」を伝えています。特に、不安への向き合い方や困難を乗り越えるヒントが多く書かれています。

白隠の魅力と功績は、禅や仏の教えを昇華し、ユーモアを加えて軽くわかりやすく禅画にして広めたことです。

今ではベストセラーを連発する著者・斎藤氏も、大学院勤務時代「誰も読んでくれない論文」に閉塞感を抱き、「万人に向けた発信」を始めたことがプレイクのきっかけだったそうです。白隠と同じく、斎藤氏の多くの人にわかりやすく伝える姿勢が、本書にも反映されています。



3. 瞑想法を広めた人

白隠禅師は、健康法として「軟酥（なんそ）の法」という瞑想法を広めたことでも知られています。

「軟酥」とはバターのことです。バターが頭の上で溶けて全身に流れていく様子をイメージしながら行う、現代でいうマインドフルネス瞑想のような方法です。本書ではその具体的なやり方も紹介されています。（気になる方は川口までお気軽にお問合せください♪）



一言コメント

全ての人に当てはまるヒントばかりだとは言いきれませんが。しかし比較的短時間で読むことができますので、よろしければ手に取られてみてください。

白隠のデフォルメされた個性的な書画は、現代風に言えば「映え」を意識した作品のようにも感じられます。

彼が庶民の感覚に寄り添い、心をつかんだ背景には、布教のための優れた営業ツールとしての工夫があったのではないのでしょうか。私たち行政書士にも参考になる点があるかもしれません。

会 員 の 動 静 新入会員

いわ さき まさ き
岩 崎 雅 樹

沼津支部

令和 6 年 9 月 1 日

岩崎雅樹行政書士事務所
沼津市原2486番地の 8〒 410-0312
TEL 055-967-1987
FAX 055-969-3110やま もと はる み
山 本 晴 己

西遠支部

令和 6 年 9 月 1 日

はるみ行政書士事務所
浜松市中央区鴨江 2 丁目36番
18号〒 432-8023
TEL 053-555-6062
FAX 053-533-8563

〈コメント〉

個人のお客様のお役に立てる行政書士を目指します。
ご指導をよろしくお願いいたします。あお き かつ ゆき
青 木 克 之

西遠支部

令和 6 年 9 月 1 日

あお樹行政書士事務所
浜松市浜名区貴布祢265番地 8
イトリエ207号〒 434-0038
TEL 090-3961-1847
FAX 053-533-8571

〈コメント〉

地域社会に根差し、貢献する行政書士を目指します。
宜しく願い致します。かま した あつ し
釜 下 敦 司

富士支部

令和 6 年 9 月15日

釜下行政書士事務所
富士市加島町 8 番26- 1 号〒 416-0912
TEL 0545-61-2605
FAX 0545-61-4357

〈コメント〉

この 9 月に御会に入会いたしました。今後御指導の
程宜しく願いいたします。ふか せ かず ゆき
深 瀬 和 幸

沼津支部

令和 6 年10月 2 日

フカセ行政書士事務所
沼津市根古屋516番地〒 410-0309
TEL 090-8829-4363

〈コメント〉

深瀬と申します。よろしくお願いいたします。

ふく ざと しん たらう
福 里 紳太郎

志太支部

令和 6 年10月 2 日

行政書士ふくざと事務所
焼津市大栄町 1 丁目 3 番 2 号〒 425-0081
TEL 080-5154-1070
FAX 054-629-8106

〈コメント〉

皆様のお役に立てるよう、誠実に業務に取り組んで
まいります。よろしくお願いいたします。

しお ざき ゆう や
塩 崎 優 也

掛川支部

令和 6 年10月 2 日

行政書士塩崎優也事務所

掛川市満水755番地の 1

〒 436-0011

TEL 080-6948-3212

FAX 0537-54-5924

〈コメント〉

先輩方が築き上げた信頼、品位を保持し知識や能力を常に高められるように努力していきます。

かわ かみ く み
川 上 久 美

西遠支部

令和 6 年10月 2 日

行政書士法人 S S 総合事務センター

浜松市中央区曳馬六丁目25番
36号

〒 430-0901

TEL 053-474-3188

FAX 053-401-3230

〈コメント〉

お客様にとって、長く相談に乗れる存在になれるよう、心を尽くして仕事に励みたいと思います。

お がわ やす みつ
小 川 靖 充

静岡支部

令和 6 年10月15日

小川国際行政書士事務所

静岡市葵区柳町217- 8

〒 420-0007

TEL 054-292-6710

FAX 054-292-6710

〈コメント〉

はじめまして。10月15日に静岡支部に入会しました小川です。よろしくお願い致します。

かわ い しゅん や
河 合 峻 也

西遠支部

令和 6 年10月15日

ふくふる福祉行政書士事務所

浜松市中央区田町223番地の21
ビオラ田町 3 F 23号室

〒 430-0944

TEL 050-1721-5167

FAX 053-543-7520

〈コメント〉

障害福祉分野で地域の皆様のお力になるべく尽力してまいります。

たか だ かず たけ
高 田 和 武

富士支部

令和 6 年10月15日

TAKADA行政書士事務所

富士市中之郷3173- 1

エスペランス101号室

〒 421-3306

TEL 0545-67-2662

FAX 0545-67-2663

〈コメント〉

信頼関係を大切にし、社会に貢献できるよう精進して参りますので、宜しくお願い致します。

く の とし ひろ
久 野 年 弘

西遠支部

令和 6 年11月 1 日

行政書士くの事務所

浜松市中央区半田山五丁目23
番 8 号

〒 431-3125

TEL 070-9005-7199

FAX 053-433-0803



ゆ もと とおる
湯 本 徹

三島支部
令和 6 年11月 1 日
湯本行政書士事務所
田方郡函南町間宮327番地 9
Wing View 205号室
〒 419-0123
TEL 080-7014-3287

〈コメント〉

新人会員の湯本徹と申します。信義を重んじ職務を全うしていきます。



さ とう あき かず
佐 藤 昭 一

中遠支部
令和 6 年12月 1 日
行政書士佐藤昭一事務所
袋井市可睡の杜45番地の 8

〒 437-0127
TEL 0538-48-6516
FAX 0538-48-6516

〈コメント〉

地方公務員を早期退職し、行政書士登録をしました。公務員での経験を生かし地域に貢献します。



すず き けん
鈴 木 謙

裾野支部
令和 6 年12月 1 日
行政書士KENコンサルティングサービス
裾野市平松443番地の1

〒 410-1127
TEL 090-8314-0961

〈コメント〉

ご依頼者様の夢が叶うよう、今後行政書士を通して日々努力して参ります。



にし じま たか よし
西 島 貴 喜

御殿場支部
令和 6 年12月 1 日
にしじま行政書士事務所
御殿場市古沢52番地の 2

〒 412-0011
TEL 0550-73-0872
FAX 0550-73-0872

〈コメント〉

インフォームドコンセントを念頭に常にお客様の立場に立ち寄り添った業務を心掛けて行きます。



こ やなぎ みつ てる
小 柳 光 輝

静岡支部
令和 6 年12月 1 日
Forest小柳光輝行政書士事務所
静岡市駿河区石部17-21

〒 421-0123
TEL 090-5457-2176

〈コメント〉

小柳光輝と申します。福祉業界に25年以上在籍した経験を業務に活かしてがんばります。



やま さき もえ
山 崎 萌

静岡支部
令和 6 年12月 1 日
行政書士あおりリーガル
静岡市葵区駒形通三丁目 2 番
5-1 号

〒 420-0042
TEL 054-204-1980
FAX 054-333-5632

〈コメント〉

お客様に信頼されるため、誠心誠意努力していきます！よろしくお願いいたします。



にし ざき まりこ
西 崎 万里子

静岡支部

令和6年12月1日

行政書士法人かぐや

静岡市葵区伝馬町9番地の14

Flos新静岡203

〒 420-0858

TEL 054-653-5507

FAX 054-653-5517

廃業

氏名又は名称	支部	事務所	廃業年月日
石野好弘	西遠	浜松市北区引佐町井伊谷644番地の1	R6.9.2
大久和臣	御殿場	御殿場市山の尻840番地の3	R6.9.17
加藤文平	静岡	静岡市葵区東草深町20番14号	R6.9.18
森谷亮次	御殿場	御殿場市茱萸沢1196番地の11	R6.9.24
佐藤元勝	御殿場	御殿場市川島田451番地の31	R6.9.30
青木俊一	清水	静岡市清水区松原町1番6号	R6.9.30
竹林篤子	西遠	浜松市東区豊西町1923番地の2	R6.9.30
土屋すえ子	裾野	裾野市二ッ屋185番地の2	R6.9.30
稲田謙一	西遠	浜松市小池町156番地	R6.9.30
城内敏男	静岡	静岡市駿河区豊田一丁目1番34号	R6.9.30
足立吉隆	西遠	浜松市浜名区西美蘭2069番地の12	R6.9.30
泉昭平	西遠	浜松市西区舞阪町弁天島2669番地の50	R6.9.30
池ヶ谷朝彦	中遠	袋井市上山梨1528番地の13	R6.9.30
疋田昭義	西遠	湖西市新居町新居3393番地の11 コスタ浜名湖605	R6.9.30
松下弘幸	清水	静岡市清水区下野北7番16号	R6.9.30
大谷憲弘	西遠	浜松市北区引佐町井伊谷3368番地	R6.9.30
中村泰久	三島	伊豆の国市韮山土手和田88番地の2 レアールマンション高田103号	R6.10.31
鈴木隆夫	伊豆	伊東市幸町2番6号	R6.10.31
増尾政彦	沼津	沼津市原字古田2486番地8	R6.10.31
大塚正博	静岡	静岡市駿河区国吉田二丁目4番26号	R6.11.30
渡邊篤子	西遠	浜松市中区高林四丁目17番11号	R6.12.9
小川友子	三島	三島市梅名586-3	R6.12.31
勝呂猛	沼津	沼津市戸田851番地の1	R6.12.30

訃報 謹んでご冥福をお祈りいたします。

氏 名	支 部	事 務 所	廃業年月日
土 屋 順	富 士	富士市伝法3035番地	R 6 . 9 .11
八 木 正 晴	志 太	藤枝市八幡291－ 1	R 6 .11.13
小 嶋 孝 久	西 遠	湖西市新居町浜名560番地の 1	R 6 .11.27
眞 野 一 志	三 島	駿東郡長泉町下土狩1092番地の51	R 6 .12.13

法人成り

登 記 年 月 日	R 6 . 9 . 2	支 部	清水
主たる事務所の名称	行政書士法人アラインパートナーズ	フ リ ガ ナ	ギョウセイシヨシホウジンアラインパートナーズ
〒	424－0029	所 在 地	静岡市清水区下野中 1 番13号
T E L	0120－105－444	F A X	054－333－5600
代 表 社 員	八木 辰男	社 員	

登 記 年 月 日	R 6 . 9 . 2	支 部	静岡
主たる事務所の名称	行政書士法人K A O R U 事務所	フ リ ガ ナ	ギョウセイシヨシホウジンカオルジムシヨ
〒	420－0804	所 在 地	静岡市葵区竜南二丁目11番43号 アクトオムビル 3 F
T E L	054－266－9155	F A X	054－266－9010
代 表 社 員	諸田 薫	社 員	

登 記 年 月 日	R 6 . 9 .18	支 部	西遠
主たる事務所の名称	さくら行政書士法人	フ リ ガ ナ	サクラギョウセイシヨシホウジン
〒	430－0901	所 在 地	浜松市中央区曳馬六丁目22番10号
T E L	053－474－9184	F A X	053－475－4430
代 表 社 員	栗田 真文	社 員	豊田 悦郎

会員数	1,535名
令和 6 年12月31日 現在	39法人

【314号に掲載できなかった新入会員の方のコメント】

池田浩二 静岡支部 どんな業務も、誠実に取り組んでいきます。よろしくお願いします。

松本 渉 志太支部 私は、信頼・誠心誠意・法令順守を旨として業務に邁進いたします。今後のご指導よろしくお願いいたします。

中野俊光 志太支部 少しでも地域に貢献出来るよう頑張りたいと思います。どうぞ皆様よろしくお願いします。

豊田悦郎 西遠支部 新しい知識や経験を吸収し、社会に役立つ行政書士を目指します。ご指導ご鞭撻の程お願い致します。

小川京子 西遠支部 遺言や後見制度をとおして、将来の安心した暮らしを思い描くお手伝いができたら幸いです。

会 議 議 事 内 容

令和 6 年度 第 3 回 常任理事会

開会日：令和 6 年 6 月 7 日(金)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告（令和 6 年 5 月 8 日～6 月 6 日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 令和 6 年度定時総会出席者報告
各支部の出席者、委任状提出数等の一覧を報告
 - イ 令和 6 年能登半島地震に係る災害義援金について
石川県に義援金332,987円の寄金を報告
 - ウ 令和 6 年度外国人雇用相談支援員派遣事業業務受託について
5 月31日付受託業務契約締結を報告
 - エ 熱海市とのマイナンバーカード申請サポート事業業務受託について
6 月 1 日付業務委託請書の提出を報告
 - オ 6 月 3 日出入国管理及び難民認定法等についての公聴会について
会長が公述人として法改正案の内容について実情を説明したと報告

③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 綱紀案件について
現況を報告、対応を協議
 - イ 一般倫理研修未受講者への対応について
日行連対応指針に基づく未受講者への対応を検討
 - ウ コスモス静岡入会希望者について
入会希望者の推薦を了承
 - エ 伊豆支部規約一部改正について
伊豆支部規約の改正を了承
 - オ 市町農業委員会への所管事務に関する行政書士法の規律について
行政書士法違反行為の根拠条文等の通知を決定
 - カ 日行連定時総会代議員及び質問書について
代議員を決定、質問書について対応を検討
 - キ 行政懇談会について
業務ごとに県議会議員を通じた県への要望

等を確認

ク 6 月13日令和 6 年度第 2 回理事会の議題の検討

報告事項

会務報告

黄綬褒章の受章者について
令和 6 年度定時総会出席者報告
行政書士 A D R センター静岡副センター長の委嘱について
令和 6 年度前期会費の免除について
令和 6 年能登半島地震に係る災害義援金について
令和 6 年度外国人雇用相談支援員派遣事業業務受託について
熱海市とのマイナンバーカード申請サポート事業業務受託について
6 月 3 日出入国管理及び難民認定法等についての公聴会について

日行連報告

協議事項

報酬額アンケートの実施について（令和 5 年分）

令和 6 年度行政書士試験について

議案の審議

委員の委嘱について

予算執行状況報告

その他の事項

理事会構成員による自由討議

ケ 7 月18日令和 6 年度第 1 回支部長協議会の議題の検討

報告事項

会務報告

黄綬褒章の受章者について
令和 6 年度定時総会出席者報告
行政書士 A D R センター静岡副センター長の委嘱について
令和 6 年能登半島地震に係る災害義援金について
令和 6 年度外国人雇用相談支援員派遣事業業務受託について
熱海市とのマイナンバーカード申請サポート事業業務受託について
6 月 3 日出入国管理及び難民認定法等につ

- いての公聴会について
- 委員の委嘱について
- 日行連報告
- 協議事項
 - 本会からの提案・要望事項
 - 令和6年度行政書士試験について
 - 令和6年度行政書士制度広報月間について
 - 支部からの提案・要望事項
- その他の事項
 - 支部長協議会構成員による自由討議
- コ 夏季賞与の支給について
 - 職員の夏季賞与金額を決定

(3) 議案の審議

- ア 委員の委嘱について
 - 委員の委嘱について理事会上程を決定（広報委員 沼津支部川口瑞知子会員）

(4) 予算執行状況報告

- 会費納入状況報告
- 繰越差額の推移

(5) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和6年度 第4回 常任理事会

開会日：令和6年7月8日(月)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告（令和6年6月7日～7月8日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 一般倫理研修の受講について
 - 未受講者への会場研修案内を報告
 - イ 年間広報スケジュールについて
 - 広報の年間スケジュール等を報告
- ③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 綱紀案件について
 - 現況を報告、対応を協議
 - イ 令和6年度第1回新入会員特別研修会について
 - 8月19日研修会次第に基づく役割確認、資料、レジュメの内容確認を依頼

- ウ 講習会講師料等取扱要綱の改正について
 - 講師料の見直しについて検討
- エ 令和7年度定時総会について
 - 次年度会場および開催日を検討
- オ 大規模災害時被災者支援協定改正案について
 - 改正案の内容及び市町への申し入れ活動の方法等を協議
- カ 7月18日令和6年度第1回支部長協議会の議題の検討
- 報告事項
 - 会務報告
 - 黄綬褒章の受章者について
 - 令和6年度定時総会出席者報告
 - 行政書士ADRセンター静岡副センター長の委嘱について
 - 令和6年能登半島地震に係る災害義援金について
 - 令和6年度外国人雇用相談支援員派遣事業業務受託について
 - 熱海市とのマイナンバーカード申請サポート事業業務受託について
 - 6月3日出入国管理及び難民認定法等についての公聴会について
 - 委員の委嘱について
 - 日行連報告
- 協議事項
 - 本会からの提案・要望事項
 - 令和6年度行政書士試験について
 - 令和6年度行政書士制度広報月間について
 - 本会HP支部無料相談会案内への掲載及び削除について
 - 支部からの提案・要望事項
 - 総会における委任者無記名の委任状の取り扱いについて
 - マイナンバーカード取得事業
 - 本会のホームページで一般に公開されている会員のデータの提供
 - 支部独自の取り組みについて
 - 本会定時総会の委任状について
 - その他の事項
 - 支部長協議会構成員による自由討議

(3) 議案の審議

ア 会則施行規則及び様式第17号の1・2の一部
改正について

理事会への上程を決定

イ 事務イスの購入について
備品の購入を決定

ウ 令和6年度前期会費の免除について
理事会への上程を決定

(4) 予算執行状況報告

会費納入状況報告
繰越差額の推移

(5) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和6年度 第5回 常任理事会

開会日：令和6年8月2日(金)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告（令和6年7月9日～8月1日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 委員の辞職について
6月10日付辞職願の提出を報告
 - イ 静岡市からのマイナンバーカード代理申請
等業務受託について
静岡市からの申し入れと協議結果を報告
 - ウ 職員の事務分掌について
事務分掌一覧を示して担当変更を報告
- ③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 綱紀案件について
現況を報告、対応を協議
 - イ 令和6年度第1回新入会員特別研修会につ
いて
グループミーティングの進め方等を確認
 - ウ 令和6年度行政書士試験について
説明会等の日程、試験従事者の事前募集に
ついて協議
 - エ 車庫証明代理申請の軽微な訂正について
補助者による軽微な訂正について法的見解
を確認

オ 登録抹消者の行政書士法違反に当たる名刺
について

監察案件として取り扱うための条件等を協
議

カ 令和7年度定時総会について
開催日、会場等を検討

キ 9月13日令和6年度第3回理事会議題の検
討

13:30～14:30 暴力団等排除対策協議会総会

14:40～17:00 理事会・幹事会

議題

報告事項

会務報告

委員会・PT・G活動報告（4～8月）

マイナンバーカード代理申請手続き事業
について

委員の辞職について

日行連報告

協議事項

令和6年度行政書士制度広報月間につい
て

令和6年度行政書士試験について

議案の審議

会則施行規則及び様式第17号の1・2の一
部改正について

令和6年度前期会費免除について

その他の事項

理事会構成員による自由討議

ク 9月26日令和6年度第2回支部長協議会議
題の検討

報告事項

会務報告

委員の辞職について

会則施行規則及び様式第17号の1・2の一
部改正について

日行連報告

協議事項

本会からの連絡（提案・要望）要望事項

令和6年度行政書士試験について

令和6年度行政書士制度広報月間につい
て

支部からの連絡（提案・要望）事項

その他の事項

支部長協議会構成員による自由討議

(3) 議案の審議

- ア パソコンの導入について
事務局使用パソコンリース取得について理事
会への上程を決定

(4) 予算執行状況報告

- 会費納入状況報告
繰越差額の推移

(5) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和 6 年度 第 6 回 常任理事会

開会日：令和 6 年 9 月 9 日(月)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告（令和 6 年 8 月 2 日～9 月 8 日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア マイナンバーカード代理申請等業務受託に
ついて
各市町の業務受託希望状況等を報告
 - イ 公益社団法人コスモス成年後見サポートセ
ンターとの協定書締結について
コスモス本部が公益社団法人化したこと
による再協定を報告
 - ウ 安否確認テストの結果について
8 月 1 日～8 月 13 日 回答率 40%
 - エ 11 月 28 日令和 6 年度不当要求防止責任者講
習会の開催について
講習会概要を報告、周知依頼
 - オ 代表取締役等住所非表示措置について
措置の概要を報告、業務担当委員会で影響
を確認すること決定
 - カ 森林経営管理法に基づく受託業務獲得に向
けた働きかけについて
受託業務の可能性について検討
 - キ 年間広報スケジュールについて
広報月間を含む年間の広報スケジュールを
報告
 - ク 令和 6 年度外国人雇用相談支援員派遣事業
について
事業概要を説明、チラシ等の周知依頼
 - ケ 一般倫理研修未受講者への西部地区研修の
案内について
修了者：1435 名 受講率：92.82% 会場

研修の実施状況等報告

③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 綱紀案件について
現況を報告、対応を協議
 - イ 令和 6 年度行政書士試験について
試験事務従事会員応募及び採用状況等を報
告、支部推薦依頼等の内容を確認
 - ウ 令和 6 年度行政書士制度広報月間について
広報月間中の広報活動、ノベルティグッズ、
監察活動の内容等を確認
 - エ G ビズ I D 取得体験会の実施について
デジタル庁による体験会の実施を決定
 - オ 日本政策金融公庫との連携について
連携強化について検討
 - カ 9 月 13 日令和 6 年度第 3 回理事会議題の検
討

報告事項

- 会務報告
- 委員会・PT・G 活動報告（4～8 月）
- 封印管理委員会運営細則様式第 1 号並びに
第 3 号及び第 3 号の 2 の一部改正について
- 行政書士 A D R センター静岡受託資料の保
管等に関する細則の一部改正について
- 行政書士 A D R センター静岡調停細則及び
様式の一部改正について
- 行政書士 A D R センター静岡調停手続きフ
ローチャートの一部改正について
- 令和 7 年度定時総会について
- 公益社団法人コスモス成年後見サポートセ
ンターとの協定締結について
- マイナンバーカード代理申請等手続き事業
について
- 外国人雇用相談支援員派遣事業について
- 安否確認テストの結果について
- 代表取締役等住所非表示措置について
- 一般倫理研修未受講者への西部地区研修の
案内について
- 委員の辞職について
- 日行連報告
- 協議事項
- 令和 6 年度行政書士制度広報月間について
- 令和 6 年度行政書士試験について
- 議案の審議
- 会則施行規則及び様式第 17 号の 1・2 の一

部改正について

A D R センター静岡規程の一部改正

令和 6 年度前期会費免除について

リース資産の取得について

その他の事項

理事会構成員による自由討議

キ 9 月 26 日 令和 6 年度第 2 回支部長協議会議
題の検討

報告事項

会務報告

会則施行規則及び様式第 17 号の 1・2 の一
部改正について

封印管理委員会運営細則様式第 1 号並びに
第 3 号及び第 3 号の 2 の一部改正について
A D R センター静岡規程の一部改正につい
て

行政書士 A D R センター静岡受託資料の保
管等に関する細則の一部改正について

行政書士 A D R センター静岡調停細則及び
様式の一部改正について

行政書士 A D R センター静岡調停手続きフ
ローチャートの一部改正について

令和 7 年度定時総会について

公益社団法人コスモス成年後見サポートセ
ンターとの協定締結について

外国人雇用相談支援員派遣事業について
マイナンバーカード代理申請等手続き事業
について

一般倫理研修未受講者への西部地区研修の
案内について

委員の辞職について

日行連報告

協議事項

本会からの連絡(提案・要望)要望事項

令和 6 年度行政書士試験について

令和 6 年度行政書士制度広報月間につい
て

支部からの連絡(提案・要望)事項

支部活動に参加しない会員への対応につ
いて

その他の事項

支部長協議会構成員による自由討議

(3) 議案の審議

ア A D R センター静岡規程の一部改正について
理事会への上程を決定

イ 行政書士 A D R センター静岡受託資料の保管
等に関する細則の一部改正について

全会一致で可決承認

ウ 行政書士 A D R センター静岡調停細則及び様
式の一部改正について

全会一致で可決承認

エ 行政書士 A D R センター静岡調停手続きフロー
チャートの一部改正について

全会一致で可決承認

オ 封印管理委員会運営細則様式第 1 号並びに第
3 号及び第 3 号の 2 の一部改正について

全会一致で可決承認

(4) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

繰越差額の推移

(5) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和 6 年度 第 7 回 常任理事会

開会日：令和 6 年 10 月 9 日(水)

1. 議事

(1) 報告

① 会務報告(令和 6 年 9 月 7 日～10 月 8 日)

② 前回課題とした案件の処理状況

ア コスモス静岡第 13 期定時総会について

9 月 20 日定時総会の議案書を示し、議決結
果等を報告

③ 日行連報告

(2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

ア 綱紀案件について

現況を報告、対応を協議

イ 令和 6 年度行政書士試験について

日程、担当の説明、協力依頼

ウ 令和 6 年度ソフトボール・グラウンドゴル
フ大会について

11 月 30 日親睦大会の次第等を説明、協力依
頼

エ 10 月 16 日中間監査会について

10 月 16 日監査資料の内容、出席者等を確認

オ 11 月 30 日くらしの無料合同相談会相談員に
ついて

国際委員会、相続家事委員会に相談員選出

を依頼

カ 11月18日令和6年度暴力追放・銃器根絶静岡県民大会について

参加要請に対する対応を検討

キ 組織再編について

令和7年度組織について検討

(3) 議案の審議

ア 封印管理委員会運営細則様式の一部改正について

全会一致で可決承認

イ 会費免除申請について
理事会への上程を決定

(4) 繰越差額の推移

(5) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和6年度 第8回 常任理事会

開会日：令和6年11月6日(水)

1. 議事

(1) 報告

① 会務報告（令和6年10月9日～11月5日）

② 前回課題とした案件の処理状況

ア マイナンバーカード代理申請等業務受託について

受託額変更を報告

申請1件当たり（税込）申請4,400円、受領2,200円、管理費2,200円

イ 新規丁種封印取扱者の追加について
新規取扱者9名を報告

ウ 10月16日中間監査会の実施について
監査会の実施を報告

エ 日行連会員管理システムについて
10月28日取扱説明のために日行連職員来局を報告、新システムの概要説明

③ 日行連報告

(2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

ア 綱紀案件について
現況を報告、対応を協議

イ 11月10日行政書士試験について
基本マニュアル、静岡版マニュアルの熟読を依頼

ウ 11月30日ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について

現在の参加希望人数、会場、会場レイアウト等を説明、実施決定時期確認

エ 2月25日令和6年度第2回新入会員特別研修会について

2月25日開催を説明、当日の運営、資料の確認等を依頼

オ 旅費支給規程の一部改正について
規程の改正内容を協議

カ 二事務所の疑義がある補助者使用届について

現況を報告、対応を協議

キ 組織再編について

令和7年度組織について協議

ク 事務局年末年始休暇について
12月28日(土)～1月5日(日)

(3) 議案の審議

ア 会費免除申請について
理事会への上程を決定

(4) 予算執行状況報告

会費納入状況一覧

繰越差額の推移

(5) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和6年度 第3回 常任幹事会

開会日：令和6年6月7日(金)

1. 議事

(1) 報告

① 経過報告（令和6年5月8日～6月6日）

② 前回課題とした案件の処理状況

ア 令和6年度定期大会出席者報告
各分会の出席者、委任状提出数等の一覧を報告

イ 静岡県知事選挙の結果について
推薦候補者 大村慎一氏（落選）、鈴木康友氏（当選）

③ 日政連報告

(2) 協議事項

ア 6月29日国民民主党静岡県総支部連合会第3回定期大会について
副幹事長の出席を決定

- イ 日政連定期大会代議員及び質問書について
代議員を決定、質問書について検討
- ウ 6月13日令和6年度第2回幹事会議題の検討
について
報告事項
経過報告
令和6年度定期大会出席者報告
静岡県知事選挙の結果について
日政連報告
- 協議事項
議案の審議
予算執行状況報告
その他の事項
幹事会構成員による自由討議

- エ 7月18日令和6年度第1回分会長会議の議題
について
報告事項
経過報告
令和6年度定期大会出席者報告
静岡県知事選挙の結果について
日政連報告
- 協議事項
静政連からの提案要望事項
分会からの提案要望事項
その他の事項
分会長会議構成員による自由討議

(3) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

(4) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和6年度 第4回 常任幹事会

開会日：令和6年7月8日(月)

1. 議事

(1) 報告

- ① 経過報告（令和6年7月8日～8月1日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
ア 7月19日公明党静岡県本部予算・税制等政策要望懇話会について
出席者及び要望事項を報告
- ③ 日政連報告

(2) 協議事項

- ア 8月5日上川陽子氏国政報告会について
会長他2名の出席を決定
- イ 9月2日片山さつき氏政経セミナー I N浜松
について
発起人就任と出席者2名を決定
- ウ 9月28日静岡県議会議員天野たみ子県政報告
会について
副幹事長の出席を決定
- エ 7月18日令和6年度第1回分会長会議の議題
について
報告事項
経過報告
令和6年度定期大会出席者報告
静岡県知事選挙の結果について
日政連報告
- 協議事項
静政連からの提案要望事項
分会からの提案要望事項
その他の事項
分会長会議構成員による自由討議

(3) 議案の審議

- ア 静政連規約施行細則の一部改正について
幹事会への上程を決定

(4) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

(5) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和6年度 第5回 常任幹事会

開会日：令和6年8月2日(金)

1. 議事

(1) 報告

- ① 経過報告（令和6年7月8日～8月1日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
ア 7月19日公明党静岡県本部予算・税制等政策要望懇話会について
出席者及び要望内容を報告
- イ 8月8日静岡県議会議員阿部卓也氏サマー
セミナーin静岡について
出席者報告

ウ 9月2日参議院議員片山さつき氏政経セミナー I N 浜松について
発起人就任、出席者報告

③ 日政連報告

(2) 協議事項

ア 8月28日自由民主党静岡市静岡支部政経フォーラムについて

幹事の出席を決定

イ 9月15日衆議院議員深澤陽一氏を励ます会について

幹事2名の出席を決定

ウ 8月28日静岡県議会議員竹内良訓氏政経フォーラムについて

会長他4名の出席を決定

エ 9月13日令和6年度第3回幹事会議題の検討について

報告事項

経過報告

日政連報告

協議事項

議案の審議

静政連規約施行細則の一部改正について

予算執行状況報告

その他の事項

幹事会構成員による自由討議

オ 9月26日令和6年度第2回分会長会議の議題について

報告事項

経過報告

日政連報告

協議事項

静政連からの提案要望事項

分会からの提案要望事項

その他の事項

分会長会議構成員による自由討議

(3) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

(4) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和6年度 第6回 常任幹事会

開会日：令和6年9月9日(月)

1. 議事

(1) 報告

① 経過報告（令和6年8月2日～9月8日）

② 前回課題とした案件の処理状況

ア 9月7日清水区タウンミーティングについて

出席者等を報告

イ 9月9日鈴木康友氏著書「市長は社長だ」出版記念の集いについて

出席者等を報告

ウ 9月10日「21世紀浜松の会」本部役員ならびに地域支部代表者会議について

出席者等を報告

エ 9月26日落合愼悟静岡県議会議長就任を祝う会について

出席者等を報告

③ 日政連報告

(2) 協議事項

ア 今後予想される衆議院議員の解散総選挙について

推薦基準を確認、対応を協議

イ 9月13日令和6年度第3回幹事会議題の検討について

報告事項

経過報告

日政連報告

協議事項

議案の審議

静政連規約施行細則の一部改正について

予算執行状況報告

その他の事項

幹事会構成員による自由討議

ウ 9月26日令和6年度第2回分会長会議の議題について

報告事項

経過報告

静政連規約細則の一部改正について

日政連報告

協議事項

静政連からの提案要望事項

分会からの提案要望事項

その他の事項

分会長会議構成員による自由討議

- (3) 予算執行状況報告
会費納入状況報告
- (4) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和6年度 第7回 常任幹事会

開会日：令和6年10月9日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 経過報告（令和6年9月9日～10月8日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
- ③ 日政連報告

(2) 協議事項

- ア 10月16日中間監査会について
出席者、監査資料を確認
- イ 11月20日衆議院議員城内実氏政治経済懇談会2024について
会務重複による欠席を決定
- ウ 11月22日静岡県議会議員天野一氏県政報告会について
会長他1名の出席を決定
- エ 10月10日企業・業界・団体代表者会議について
副幹事長の出席を決定

(3) 議案の審議

- ア 衆議院議員選挙候補者の推薦について
幹事会への推薦を決定

(4) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和6年度 第8回 常任幹事会

開会日：令和6年11月6日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 経過報告（令和6年10月9日～11月5日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
ア 第50回衆議院議員選挙候補者の推薦結果について
推薦候補者の選挙結果を報告

- イ 中間監査会について
無事終了を報告

③ 日政連報告

(2) 協議事項

- ア 12月9日参議院議員片山さつき氏政経セミナーについて
都内開催のため欠席を決定
- イ 12月9日静岡市長難波喬司氏市政報告会について
会長他1名出席を決定
- ウ 12月10日参議院議員榛葉賀津也氏2024政治セミナーについて
会長他2名の出席を決定

(3) 議案の審議

- (4) 予算執行状況報告
会費納入状況報告
- (5) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和6年度 第2回 分会長会議

開会日：令和6年9月26日(木)

1. 議事

(1) 報告

- ① 経過報告
令和6年7月18日から9月25日
- ② 静政連と分会相互の連絡調整に関する事項
ア 規約施行細則（別表）の一部改正について
浜松市の行政区再編に伴う本連盟規約施行細則別表の一部改正について詳細を報告
- イ 分会活動費の支給について
令和6年度前期分会活動費の支給を報告

③ 日政連報告

(2) 協議事項

- ① 静政連からの連絡（提案・要望）事項
ア 衆議院議員総選挙について
候推薦決定までの流れを説明、協力を依頼
 - ② 分会からの連絡（提案・要望）事項
- ### (3) その他の事項

2. その他（分会長会議構成員による自由討議）



企業、商品、サービスなどの
ネーミングやロゴマークの制作。
会社案内、パンフレット、チラシなど
PRツールの制作も、
お気軽にお問い合わせください。

中小企業診断士の産廃診断書

作成料 **80,000**円(税別)～

債務超過になった産業廃棄物処理、運搬業者の経理的基礎を確認するために、診断書を作成いたします。



▲ホームページ

ネーミング制作 **40,000**円(税別)～ 静岡新聞広告賞3回受賞
商品名・サービス名・施設名など商標登録も視野に入れたネーミングを考案します。

ふじのくにコンサルティング
杉本剛敏 中小企業診断士事務所

054-623-9851

静岡県焼津市三和1467

編集後記

新年あけましておめでとうございます。おかげさまで無事2025年を迎えることができましたが、会員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。昨年は年明け早々、重大な事態に見舞われるスタートとなりましたが、本年は何事もなく、このままもう一度新しい年を迎えることができればと思う次第です。

さて、新たな年とともに行政書士しずおかも315号を迎えましたが、本年は役員改選もあり、我々広報委員会にも異動などがあるかと存じます。ですが、これからも会員の皆様に有益な情報をお届けすることができるよう、精一杯頑張っていく次第です。2025年も広報誌 行政書士しずおかをどうぞよろしくお願いいたします。

行政書士しずおか No.315 2025年新春号

発行 静岡県行政書士会
〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町2番113号
TEL 054-254-3003・254-3005 FAX 054-254-9368 URL www.sz-gyosei.jp

発行人 会長 平岡康弘
編集 広報部長 鈴木 淳 同委員長 小木隆彬 同委員 菊池美弥・柴 友理・伊藤 僚・酒井佑一郎・古橋洋美・伊藤みほ・川口瑞知子
印刷 池田屋印刷株式会社
〒422-8058 静岡県静岡市駿河区中原746番地の1
TEL 054-285-8275 FAX 054-284-2846

発行年月日 令和7年1月31日

静岡県行政書士会 申請取次行政書士管理委員会

申請取次届出済証明書 更新手続きのご案内

申請取次行政書士の皆様

届出済証明書の有効期間は「**3年**」です

有効期間を確認し、余裕をもって日行連主催の【**研修会**】を受講してください

※ ご自身の更新手続き時期に研修会が開催されない可能性があります

※ 手続きの締め切り日を過ぎますと更新ができず、新規としての手続きが必要となります

【フローチャート】



●申請取次手続きのフローチャート

<https://www.sz-gyosei.jp/private/editclose/shintori>

静岡県行政書士会ホームページ TOP

> 会員ログイン > 各種手続き > 申請取次業務

にて、必要書類等をご確認ください

【規程】



●参考資料「規程」

<https://www.sz-gyosei.jp/private/Rule/download/32>

静岡県行政書士会ホームページ TOP

> 会員ログイン > 会員遵守事項・法規集 > 申請取次行政書士
管理委員会規程

【実務研修会の日程】



●日行連行政書士申請取次関係研修会

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori>

日行連ホームページ TOP

> 会員ログイン > 研修・セミナー > 申請取次関係研修

実務研修会の詳細は日行連のホームページをご確認ください

QRコードは[会員ログイン]後
スマホカメラをかざしてニャ



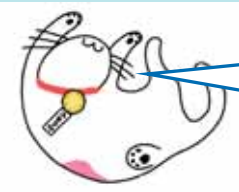
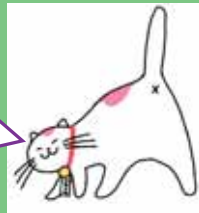
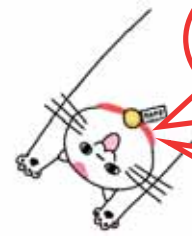
所持する届出済証明書の更新手続き締め切り期限を徒過し、有効期間を経過した場合は、
再度行政書士申請取次事務研修会(新規)を受講していただくこととなりますので、十分にご留意ください。

危険！！ あなたの広告 大丈夫？

行政書士の広告等のPR表現にはルールがあります。(こんな記載はないですか？)

- ① 業務を逸脱してはいけません
- ② 市民からの誤解を招く表現があってははいけません
- ③ 他人の権利を侵すような表現をしてはいけません

あなたの広告、SNSの書き込みは・・・・大丈夫？

法律に違反していませんか？  戸籍の取り寄せだけでも大歓迎にゃ！ ・ 公的書類の取得代行のみ・閲覧結果報告 ・ 行政書士を名乗っての信用調査や探偵業等	事実でない表記・誤認の可能性がある記載  会社設立・税金・社会保険、全て私にお任せあれ！ ・ 連携を明記しない他士業業務 ・ 曖昧な広告表現等
勝手な過去の案件の掲載  お客様の喜びの声にゃん！！ ・ 書類で同意を取っていない案件を紹介 ・ 第三者が写っている写真の掲載 ・ 企業秘密の暴露（資料の公開）	誇大広告・過度な期待を招く内容  元〇省官僚にゃ 許認可率は120%！！ ・ 成果補償や不確実な確率表示等 ・ 自らの経歴等から有利な効果を期待させる表現
他者の権利を侵す画像撮影・文書  ×土木事務所、〇行政書士が△社の建設業許可申請、提出中！ 激写！写真ア〜ップ (笑)	他者への誹謗中傷・差別的表現  あいつは詐欺師！あそこじゃ許可はおりないにゃ

静岡県行政書士会



静岡県行政書士会